

平成 23 年 3 月 30 日

東北地方太平洋沖地震による被災地の優良圧接会社等の認定に関する特別措置

公益社団法人 日本鉄筋継手協会  
優良会社認定管理委員会

<主 旨>

平成 23 年 3 月 11 日（金）14：16 に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方・関東地方を中心に地震と大津波による未曾有の大震災が生じた。また、これに伴う福島原発事故により、東日本に社会的混乱が生じている。

当協会では、5 月 1 日より例年実施している平成 23 年度優良圧接会社・A 級継手圧接施工会社・A 級継手天然ガス圧接施工会社の認定申請募集が始まる。しかし、このような状況下では、被災地における優良圧接会社・A 級継手圧接施工会社・A 級継手天然ガス圧接施工会社の更新認定申請は困難となるものと思われる。

このような状況に鑑み、被災者の救援の観点から被災地の優良圧接会社等の認定に関する特別措置を設ける。

<措置の詳細>

1. 特例措置

- (1) 当該地震による被災地に所在する優良圧接会社の認定有効期限が平成 23 年 12 月 31 日までのものについては、有効期限を平成 24 年 12 月 31 日まで 1 年間延長する。
- (2) 優良圧接会社認定に付随する A 級継手圧接施工会社、A 級継手天然ガス圧接会社の認定有効期限についても同様とする。

2. 対象とする認定会社

- (1) 優良圧接会社
- (2) A 級継手圧接施工会社
- (3) A 級継手天然ガス圧接施工会社

3. 対象地域

特例措置の対象地域は、特に甚大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県の各地域を原則とする。

4. 申請手続き

- (1) 対象地域の優良圧接会社、A 級継手圧接施工会社及び A 級継手天然ガス圧接施工会社は、協会の所定の書式（東北地方太平洋沖地震による被災地の優良圧接会社等の認定に関する特別措置 申請書）により、有効期限延長申請を行う。
- (2) 優良会社認定管理委員会は、その内容を確認し、承認した場合は、有効期限を延長した認定書を発行する。この認定書の発行は無料とする。
- (3) 申請期限は、平成 23 年 10 月 31 日までとする。

以上